

平成28年度

事業報告書

社会福祉法人
中野区福祉サービス事業団

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 第3次計画（平成26年度追補版）の実施状況・・・・・・・・	1
2. 平成28年度指定事業の取り組み結果・・・・・・・・	3
3. 平成27年度事業報告における検討継続事業及び 未達成事業の取り組み結果・・	9
4. その他の重要事業の取り組み結果・・・・・・・・	11
5. その他・・・・・・・・・・・・・・・・	15

はじめに

社会福祉法人中野区福祉サービス事業団(以下「事業団」という。)は、平成 24 年度から「第 3 次経営改革計画」(平成 24 年度～平成 28 年度。以下「第 3 次計画」という。)を策定し、中間年度である平成 26 年度に、進捗状況や新たな課題の検証等を通じて見直しを行い「第 3 次計画(平成 26 年度追補版)」として再整理しました。

本事業報告では、第 3 次計画最終年としての総括と平成 28 年度事業計画で示した取り組みなどの実績と成果を評価し検証しました。

全体を大きく 4 つに分け、「1 第 3 次計画(平成 26 年度追補版)の実施状況」「2 平成 28 年度指定事業の取り組み結果」「3 平成 27 年度事業報告における検討継続事業及び未達成事業の取り組み結果(平成 28 年度指定事業重複分は除く)」「4 その他の重要事業の取り組み結果」としてまとめました。

このうち 2 では、平成 28 年度事業計画(予算)で示した事業について当該年度中に達成すべきものとして①達成できた事業【達成】、②一部達成できた事業【一部達成】、③達成できなかった事業【未達成】、④引き続き検討中の事業【検討継続】の 4 つに評価区分しました。

その上で、

- ① 達成できた事業については、その効果
- ② 一部達成できた事業については、その効果と課題
- ③ 達成できなかった事業については、その原因と影響
- ④ 引き続き検討中の事業については、今後の検討期間や結論あるいは方向を示す時期(予定)

などを明らかにしました。

なお、実績データの性格が強いと思われる記載は、付属資料としてとりまとめましたので、ご活用いただきたいと考えています。

1 第 3 次計画(平成 26 年度追補版)の実施状況

平成 15 年度以降の自主運営化の取り組みをさらに推進し、地域に貢献する社会福祉法人として事業の充実・拡充を目指すため、平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間で計画期間として第 3 次計画を策定しました。

計画の見直し年次である平成 26 年度には、「主な取り組み事業」として定めた項目について修正し、計画前期分の報告と併せて「平成 26 年度追補版」として改訂しました。

平成 26 年度追補版において示した平成 26 年度から平成 28 年度の収支目標とその実績は次のとおりです。

なお、第 3 次計画(平成 26 年度追補版)で示された主な取り組み事業の実施状況については、各年度の事業報告書において報告しているところです。(平成 28 年度は P3～P9 参照)

【収支目標と実績】

単位：万円

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業活動収入合計	目標	130,502	134,140	137,778
	実績	131,640	130,307	126,382
	達成率	100.9%	97.1%	91.7%
事業活動支出合計	目標	134,430	136,104	137,778
	実績	137,459	137,175	136,610
	達成率	97.8%	99.2%	100.9%
内人件費支出	目標	100,613	102,262	103,911
	実績	104,512	105,203	105,827
	達成率	96.3%	97.2%	98.2%
人件費率	目標	77.1%	76.2%	75.4%
	実績	79.4%	80.7%	83.7%
	達成率	97.1%	94.4%	90.0%
収支差額率	目標	-2.9%	-1.4%	0.0%
	実績	-4.4%	-5.3%	-8.1%
収支差額		-5,819	-6,868	-10,228

「事業活動収入」の平成 26 年度目標は達成したものの、平成 27 年度は 3,800 万円（達成率 97.1%）、平成 28 年度は 1 億 1 千万円（達成率 91.7%）の見込み誤りを生じてしまいました。これは、しらさぎ 24 訪問介護看護ステーションの利用者が目標値に届かなかったこと、さらに、特養及びデイサービス、ヘルパーステーション中野の利用実績が年々下がったことからです。平成 28 年度における利用率の説明等については P5 に記載しています。なお、特養利用実績やデイサービス利用実績は、全国平均（WAN NET 特別養護老人ホーム（従来型）の経営分析参考指標では平成 25 年度 96.0%、平成 26 年度 95.7%、福祉医療機構平成 27 年度 9 月資料の通所介護事業所の経営状況報告書では一般型 71.6%、認知症型 60.5%）よりも高いことから、全体的に第 3 次計画における利用率の目標設定が高すぎたとも言えます。（しらさぎデイサービス一般型と認知症型、小淀介護保険センターの平成 28 年度目標については、第 3 次計画の目標値を修正しています。）

「事業活動支出」は、少しずつではありますが年々抑制がすすみ、平成 28 年度には目標を達成することができました。

「人件費」については、第 3 次計画期間内に達成することはできませんでしたが、夜勤看護師の廃止や人事・給与制度の見直し検討が進んでいることから、新たためて平成 29 年度中に策定する「社会福祉法人中野区福祉サービス事業団経営改革計画 中・長期計画（以下「中・長期計画」という。）の中で示したいと考えています。

また、収支差額の黒字化についても「中・長期計画」の中で示します。

【施設利用率の目標と実績】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
しらさぎ特養（空床を含む）	目標（利用率）	99%		
	実績（利用率）	99.2%	97.2%	97.1%
小淀特養（空床を含む）	目標（利用率）	99%		
	実績（利用率）	98.9%	99.0%	98.8%
しらさぎショートステイ	目標（利用率）	100%		
	実績（利用率）	100%	100%	100%
小淀ショートステイ	目標（利用率）	100%		
	実績（利用率）	100%	100%	100%
しらさぎデイサービス一般型	目標（利用率）	87.0%		85.0%
	実績（利用率）	88.4%	77.3%	77.0%
しらさぎデイサービス認知症型	目標（利用率）	85.0%		80.0%
	実績（しらさぎ）	75.4%	72.8%	66.9%
	実績（小淀）	87.8%	78.1%	72.1%
小淀デイサービス認知症型	目標（利用率）	85.0%		
	実績（小淀）	87.8%	78.1%	72.1%
しらさぎ介護保険センター	目標（ケアプラン）	月 187 件	1 人あたり 33 件	1 人あたり 33 件
	実績（ケアプラン）	月 150 件	31.7 件	33.5 件
小淀介護保険センター	目標（ケアプラン）	月 150 件	1 人あたり 33 件	1 人あたり 35 件
	実績（ケアプラン）	月 155 件	32.9 件	30.7 件
中野介護保険センター	目標（ケアプラン）	月 76 件	1 人あたり 33 件	1 人あたり 33 件
	実績（ケアプラン）	月 48 件	31.2 件	35.2 件
しらさぎ 24 時間介護看護ステーション	目標（利用者 1 か月）	9 月開設	前期 10 人 後期 20 人	20 人
	実績（利用者 1 か月）	7 人	12 人 14 人	16.5 人
ヘルパーステーション中野	目標（老人介護）	44,400 時間		
	実績（老人介護）	43,878 時間	43,737 時間	39,767 時間
	目標（障害者介護）	5,400 時間	4,800 時間	5,400 時間
	実績（障害者介護）	5,071 時間	4,953 時間	4,824 時間

2 平成 28 年度指定事業の取り組み結果

平成 28 年度の事業計画の中で、事業団の経営に多大な影響を及ぼす可能性のある事業を指定事業として位置づけ、四半期ごとに進捗状況を確認のうえ、未達成事業についてはその対応策を協議し、目標の実現に向けて取り組んできました。これらの取り組み結果は次のとおりです。

(1) 社会福祉法人中野区福祉サービス事業団定款の改正【達成】

役員等の権限・義務・責任の明確化、評議員会における理事等を牽制監督する

仕組みの導入、会計管理の専門機関である会計監査人制度などを導入し、社会福祉法人の高い公益性・非営利性の担保と、法人が自律的に適正な運営を確保するためのガバナンスの強化を図るため、社会福祉法の改正が行われました。この改正に伴い、「社会福祉法人中野区福祉サービス事業団定款」について全面的に改正し、改正した「社会福祉法人中野区福祉サービス事業団定款」は、平成 29 年 2 月 16 日に中野区の認可を受けました。

(2) 新 5 か年計画（中・長期計画）の策定【検討継続】

平成 29（2017）年度を初年度とし、平成 33（2021）年度までの概ね 5 か年の中期計画の策定に向け取り組みました。策定にあたっては、目標達成に向け、より実現可能性の高いものになるよう検討しました。

事業団としての健全経営に必要な収支差額を確保し、安定した法人の経営が継続できるよう、確実な収入の確保と可能な限り支出の抑制に努めることとし、新たな事業目標（利用率）と収支目標の設定を行います。

中期計画の改定と調整の考え方は、環境・施策・制度等の変化に応じて、計画と現実の動きとの整合性を保つために、3 年を目途に計画の改定を予定します。

なお、検討過程において、改革に向けた取り組みは必ずしも期間が一定でないことも踏まえ、「中・長期計画」として策定することとしました。この「中・長期計画」の素案は平成 28 年度第 7 回理事会において協議しました。さらに協議を重ね、平成 29 年度の早い時期に策定することとします。

(3) みらいデザインプロジェクト【検討継続】

平成 28 年 4 月にプロジェクトチームを発足し、給与・人事制度の見直しに着手しました。プロジェクトの名称は、制度の見直しにより職員が前向きに、やりがいをもって、生き生きと働くことのできる職場を実現するというメッセージを込め、「みらいデザインプロジェクト」としました。新たな制度の設計にあたっては、他法人との比較も含め、客観的な調査分析等を行い、将来を見据えたものとするため、制度設計や運用支援のノウハウを持った外部機関として川原経営総合センターに一部の業務を委託し、事業団の職員とともに検討を進めてきました。

プロジェクトは平成 29 年度末までの 2 か年とし、平成 28 年度は制度設計の基本的な部分を検討しました。

(4) 個別事業予算執行の適正化【達成】

事業計画のうち予算の執行を伴う計画については個別事業予算として予算を計画し、計画執行にあわせて予算も含めて適正に執行されるよう、当該事業を所管する部署において適正な管理に努めました。

また、収支状況や指定事業の進捗状況について経営会議等で適宜確認を行いました。

(5) 積立資産といわゆる繰越金の整理と活用【検討継続】

事業団が持続的に安定した経営を行うためには、積立資産の計画的な積立及び取崩が必要です。積立資産及び次期繰越活動収支差額（いわゆる繰越金）のうち預貯金については、運転資金として必要な額を除き、用途を定めたくて目的別の積立資産に再整理を行うことを検討しました。平成 28 年度においては、積立資産の一部を取り崩し事業の執行に充当しました。

平成 29 年度においては、事業計画が適切に執行できるよう必要な額を取崩すことを計画するとともに、「中・長期計画」の中で今後の積立及び取崩について計画します。

(6) 平成 28 年度介護報酬の確保と目標利用率達成に向けた方策の検討(新たな事業目標(利用率)と収支目標の設定を含む)【未達成】

事業名	目標		実績	
特養(空床含む)	利用率 99.0%	しらさぎ	97.1%	
		小淀	98.8%	
特養ショートステイ	利用率 100%	しらさぎ	100%	
		小淀	100%	
デイ(一般型)	利用率 85%	しらさぎ	77.0%	
デイ(認知症型)	利用率 80%	しらさぎ	66.9%	
	利用率 85%	小淀	72.1%	
介護保険センター	ケアプラン件数1人あたり(予防含む)	33 件	しらさぎ	33.5 件
		33 件	中野	35.2 件
		35 件	小淀	30.7 件
しらさぎ24	利用者1か月 20 人	16.5 人		
ヘルパーステーション中野	老人介護			
	身体介護1か月 10,800 時間	10,477 時間		
	身体生活1か月 15,600 時間	12,464 時間		
	生活援助1か月 8,400 時間	8,338 時間		
	介護予防1か月 9,600 時間	8,488 時間		
	障害者介護			
	身体介護1か月 2,400 時間	2,044 時間		
	家事援助1か月 3,000 時間	2,780 時間		

ア 特別養護老人ホーム・ショートステイ

特別養護老人ホームは利用者の退所や入院が多く、その空床を、空床ショー

トステイとして十分に活用することができませんでした。これらの対策として、新規入所の受け入れ業務の見直しや空床ショートステイの案内を円滑に行うため、ショートステイの新規利用者の獲得に向けた方策を検討しました。また、しらさぎホームでは平成28年3月と10月に発生したインフルエンザにより空床ショートステイを案内することができませんでした。

なお、在宅入所相互利用事業は、利用者が少なくなり、廃止することとしました。

ショートステイは有料老人ホーム等のショートステイ増加により申込者が減少していますが、しらさぎホーム・小淀ホームともに利用率100%を達成することができました。

イ デイサービスセンター（一般型）

新規の利用者も増えましたが、それ以上に体調不良者や入院、施設入所する方が多く、目標利用率を達成することができませんでした。

需要の多い入浴や機能訓練の希望者を受け入れられるよう、業務の見直しを進めるとともに、居宅介護支援事業所への営業を強化しました。

ウ デイサービスセンター（認知症型）

通所日数の多い方の入院や施設入所等が続き、利用率に大きく影響しました。

需要の多い入浴の希望者を受け入れられるよう、業務の見直しを進めるとともに、居宅介護支援事業所への営業の強化や通所利用日数増の案内を行いました。

エ 介護保険センター

包括支援センターや医療機関への定期的な訪問、地域交流会等への参加を行い、新規利用者の獲得に努めるとともに、新規相談には迅速に対応しました。その結果、目標件数をほぼ達成することができました。

オ しらさぎ24訪問介護看護ステーション

居宅介護支援事業所や病院への営業を行った結果、相談件数は増加しましたが、なかなか利用には結びつきませんでした。また、相談を受けている中でも最終的に在宅生活が困難であるとして、有料老人ホーム等へ入所する方が多くなっています。

利用者の拡大を図るためには、現在、区内の北・西部地域が中心となっているサービス供給地域の拡大と、それによる利用者増に対応するサービスの担い手の確保が課題となります。このため、区内の介護保険事業者との連携を進め、11月には区内の訪問介護事業者との事業連携委託を開始してヘルパーを確保し、平成29年2月には訪問看護業務を「訪問介護・看護一体型」から他の訪

問看護事業所との連携による「連携型」に変更しました。

カ ヘルパーステーション中野

利用者の死亡等により、日に数回入っていた身体介護の利用廃止が続きました。新規利用者は生活援助中心で利用回数の少ない方が増えたため、利用時間が大幅に減少しました。引き続き新規依頼については積極的に受け入れることとします。

(7) しらさぎホーム食堂洗面台の改修【達成】

製品選定に時間を要しましたが、平成 29 年 2 月に 2・3 階の洗面台 6 台の入れ替えが完了しました。入れ替えた洗面台 6 台のうち、各階 1 台ずつ洗面台の高さを調整できるものを設置した結果、車椅子の利用者が自力でうがいや手洗いができるという本来の目的を達成することができました。また、問題となっていた配管のつまりについても、検査の結果、配管には腐食もなく交換せずに使用できることが分かったため、つまりを解消するための対策を実施しました。

(8) 小淀ホーム浴室の改修【達成】

小淀ホームの浴室は、開設当初からの使用による老朽化と利用者の重度化に伴い安全確保ができる浴槽への改修が必要でした。また、浴室は特別養護老人ホームとデイサービスで共有していたため、時間的にゆとりのある入浴サービスを提供することができませんでした。

改修により、安全で快適に入浴することが可能な浴槽を設置したことで、時間的にゆとりのある入浴ができるようになりました。今まで特別養護老人ホームとデイサービスで共有していた浴室と脱衣室を、それぞれ専用を使用することができるようになり、デイサービス利用者の全ての入浴希望を叶えることができました。

(9) 小淀ホームナースコール設備の改修【達成】

ナースコール設備は小淀ホーム開設時に設置したものであり、老朽化に伴い、修理部品の供給ができない状況にあったため、現行モデルに一新しました。

(10) 給食調理のあり方検討【達成】

給食調理業務については、第 3 次計画において経費の抑制の視点から検討を行うこととし、委託方式と直営方式のメリットを比較検討しながら、利用者サービスの向上につながる業務のあり方について検討してきました。平成 28 年度には検討のためのプロジェクトチームを立ち上げ、経費抑制の視点のみならず、収益向上の可能性や地域貢献における有用性等の視点も加えて検討しました。その結果、給食調理業務は財政効果の大きい委託方式が有効であるとの結論に達し、現

在直営方式で業務を行っている小淀ホームは、平成 30 年度より委託方式に変更することとします。

また、ご利用者からいただく食費は、国が標準負担額として示している 1 日あたり 1,380 円では、良質な食材による食事の提供を維持することは困難であるため、平成 29 年 7 月より 1 日 1,500 円に変更することとしました。

(11) B C P (災害時事業継続計画) の策定【達成】

大規模災害により利用者の生活に深刻な影響を与える事態が発生した際に、利用者の生命を守り生活を維持し、利用者に対するサービスの提供機能を維持するため、「社会福祉法人中野区福祉サービス事業団事業継続計画 (B C P)」を策定しました。

今後、各施設における防火管理委員会や事務局の研修等を通じ、職員へ周知するとともに、各施設等において定期的に訓練を実施します。訓練等の実施結果や意見について協議・検討し、その内容については「社会福祉法人中野区福祉サービス事業団事業継続計画 (B C P)」に反映します。

(12) 新たな公益事業・収益事業の提案【達成】

社会福祉法改正に伴い、地域における公益的な取り組みが全ての社会福祉法人の責務として位置づけられました。また、社会福祉充実残額を有する法人においては、充実残額の再投下事業としての公益事業を実施する必要があります。事業団においても、今後実施する公益事業については、この考え方に基づき実施することとして、事業団で行うべき公益事業、収益事業の検討を行いました。

提案された、在宅利用者への夕食 (弁当) の提供や、ヘルパーによる自費サービスについては、既存事業に付帯して実施することとしました。

(13) ヘルパー給与制度の見直し【達成】

ヘルパーの給与は、介護保険制度の改正や社会情勢の変化に対応した賃金制度に改めると同時に、ヘルパーがやりがいを持って働けるよう、給与制度全体の見直しを行いました。平成 29 年 4 月より新たな制度へ移行します。

主な改正点は以下のとおりです。

- ア. 介護職員処遇改善加算に対応した賃金の増額
- イ. 長時間の援助にあたるヘルパーに対して支給する精勤手当の増額
- ウ. 介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあわせた賃金単価の見直し
- エ. 福利厚生の見直し

(14) 夜勤看護廃止と夜勤体制整備【一部達成】

ア しらさぎホーム

しらさぎホームでは、平成 29 年 4 月 1 日からの看護師夜勤完全廃止に向け

て、介護職員の医療的知識習得のための施設内研修や新夜勤体制に向けた業務内容の見直しに取り組みました。夜間帯に看護師がいない想定での夜勤の試行や介護職員による配薬を実施しました。しかし、職員の退職により、喀痰吸引等の行為が実施できる認定特定行為業務従事者が不足したため、平成 29 年 4 月 1 日からの完全移行ができなくなりました。平成 29 年度の早期移行を目指し体制整備に取り組んでいます。

イ 小淀ホーム

小淀ホームでは夜勤看護師廃止に向けて、介護職員による喀痰吸引等の行為が実施できる認定特定行為業務従事者を増やすとともに平成 29 年 4 月からの完全廃止に向け、段階的に看護師夜勤配置のない勤務を実践し体制を整備しました。また、介護職員が、夜間帯に緊急時対応が適切に実施できるようにするため、研修の実施や緊急時対応ハンドブックを貸与し、安心して対応できる体制を整備しました。夜勤看護師廃止においては、平成 29 年 4 月からの完全廃止に向け、段階的に看護師夜勤配置のない勤務を実践し体制を整備しました。

3 平成 27 年度事業報告における検討継続事業及び未達成事業の取り組み結果（平成 28 年度指定事業重複分は除く）

(1) 検討継続事業の取り組み結果

ア 組織・職員配置の見直し（事務局体制の強化）【達成】

事業団内部の組織体制の強化を図るため、新たに「事業推進本部」を設けると共に、しらさぎホーム・小淀ホームは施設サービス、通所サービスに特化し、他のサービスは事業部門として整備しました。この他、事務局体制は廃止し、事業団の企画・財務・法務・人事等は経営部門として整備しました。

これらの組織の改正については理事会・評議員会へ報告を行い、平成 29 年度から実施することとしました。

イ 事業団事務処理の適正化【検討継続】

改革を進めていく中で、組織改正や規程等整備を図り、その中で事務処理に関する業務改善を進めることとしました。

ウ 小淀ホームの特養入所者居室トイレ等の取り替え検討【検討継続】

居室のユニットトイレは経年劣化しているため、新たな手すりや温水洗浄便座の設置等が不可能な状態になっています。安全、快適性等を図るため改修を検討しましたが、特別養護老人ホームの増床を検討課題としたため、施設全体の改修として計画を立て直すこととしました。

エ しらさぎ 24・ヘルパーステーション中野の事務所移転検討【検討継続】

両事業の連携強化を図るため、両事務所を併設することとして、移転に適した土地（駐車場必須）・建物について調査しましたが、引き続き検討のうえ、平成29年度中に移転することとしました。

オ 訪問看護事業所の開設【未達成】

事業団単独での訪問看護事業所の開設は、看護師確保が困難であると判断し、取りやめました。なお、しらさぎ24訪問介護看護ステーションでは、平成29年2月より「訪問介護・看護一体型」から他訪問看護事業所との連携による「連携型」に変更しました。

カ 契約事務マニュアルの作成【検討継続】

契約事務マニュアルの基本となる、新たな契約規程の策定に向け、検討を進めてきました。

平成29年度のできるだけ早い時期に策定できるよう、経理規程、予算規程との調整を図り、検討を行います。

キ 施設サービスの見直しの検討【検討継続】

しらさぎホームでは、利用者の安全と職員の腰痛予防のため、移乗介助を見直し、「抱え上げない介護」を実践するため、移乗用具の活用に取り組みました。また、平成29年2月に厚生労働省の補助金を利用し介護ロボットを1台導入し、腰への負担軽減及びより安全な移乗介助を目指しました。今後は、さらに介護ロボットの活用拡大について検討を行います。

(2) 未達成事業の取り組み結果

ア しらさぎホームデイサービスの浴室の改修案のまとめ

しらさぎホームデイサービスの浴室の脱衣所の拡充や劣化した浴槽の改修案について検討しましたが、まとめることができませんでした。平成29年度中に実現可能な改修案をまとめ、平成30年度施工に向けて中野区と協議します。

イ 認知症対策の推進

認知症ケアの確立を目指し取り組んできましたが、事例発表会の実施までには至りませんでした。

しらさぎホーム認知症デイサービスでは、個別プログラムの効果的な提供を検討し、利用者別にプログラムの記録を残すことで、職員が代わっても同じ内容が実施でき、プログラムの効果を評価できるようになりました。また、実施内容が利用者に合っているか職員間で検討することもできるようになりました。その結果を、家族や担当介護支援専門員に報告することで信頼関係を構築する一助となりました。

小淀ホームでは、認知症 café の開催により参加者から認知症に関する相談があり、地域包括支援センターと連携し対応することができました。また、地域の参加者がホームの認知症利用者と接することで認知症に対する認識が深まり、自然に接することができるようになりました。認知症に関する理解を日常生活の中で提供することができることは意義深く感じ、今後も認知症支援の地域拠点としての役割を意識して事業を推進していきます。

4 その他の重要事業の取り組み結果

(1) 効率的な経営と経営基盤の強化

ア 相談役の設置

事業団の経営上の課題及び事業実施上の重要な課題に関し、「専門的知見」に基づく助言を得るため、「社会福祉法人中野区福祉サービス事業団相談役の設置に関する規程」を策定し、相談役を置くこととしました。

平成 28 年度は職員との雇用問題についての相談を行いました。

なお、定款の審査機関である中野区から、「今般の社会福祉法改正に伴う社会福祉法人の新たな経営組織における理事の構成員の考え方と相談役の役割のすみ分けが難しい」との指摘を受け、今後、理事会機能の充実に努めることとして本規程は平成 29 年 3 月 31 日で廃止しました。

イ 賞与の見直し

賞与の支給は、事業団の規定により事業団の業績を考慮したうえ決定するとしており、毎年度支給月数を決定しています。支給月数については、事業団の収支が平成 24 年度決算において赤字となったことから、平成 25 年度に支給月数を前年度の 4 か月から 3.95 カ月に見直しました。しかし、その後事業団の収支は赤字が続き、平成 28 年度決算においても赤字は解消できませんでした。事業団の収入に占める人件費の割合は、平成 28 年度決算において 80%を上回り、事業団の赤字を解消するためには、人件費の圧縮が不可避の状況となっています。こうした状況を鑑み、平成 28 年度においては、来年度以降の支給月数をさらに削減する方向で検討し、平成 29 年度において支給月数の削減を行います。

ウ 委託費の抑制

しらさぎホーム、小淀ホームにおけるデイサービス利用者の送迎業務は、委託費抑制の観点から、職員による送迎に移行する方向で準備を進め、小淀ホームにおいて運転業務の一部を職員において実施しました。しかし、運転業務に従事する職員の確保が難しく、他の業務に従事する職員の応援を仰がなければならぬ状況が続きました。このため、運転業務の委託については、あらためて全面委託することとし、委託の仕様の見直しや、契約方法を見直すことで経

費抑制を図ることとしました。

エ 委託化

しらさぎホームにおける洗濯機や乾燥機は耐用年数を超えており、設備の更新を検討する必要がありました。これにあわせて、洗濯業務に係る人件費、光熱水費等を検証し、設備更新により施設で洗濯を行う場合と、洗濯業務を外部に委託した場合のコストを比較した結果、委託化により経費の削減が見込まれるとの結果が得られましたので、平成 29 年度より洗濯業務を委託することとしました。

オ 規程整備

社会福祉法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正の改正に伴う改正を中心に、定款や規程、規則の改正を行いました。また、平成 29 年度からの組織改正に伴う規程の改正を順次行っています（[付属資料]P5～P6 に再掲）。

カ 職員定数の見直し

看護師夜勤の廃止にあわせて、看護師の職員定数を見直しました。また、しらさぎホームの洗濯業務の委託化や、デイサービスの送迎業務の委託化により、しらさぎホームと小淀ホームの業務員（洗濯・運転）について定数を削減しました。さらに、給食調理業務については、平成 30 年度から業者に委託することとしたため、平成 29 年度中に職員定数の見直しを行います。

キ 内部検査の実施

事業団の会計業務が関係法規及び事業団経理規程の定めに従い、重大な誤謬発生危険がなく効率的に行われていることを確かめるため、平成 27 年度及び平成 28 年度における契約に係る手続きを中心に 10 月 4 日～10 月 28 日までの間、内部検査を実施しました。「検査項目及び検査の手順」を作成し、しらさぎホーム拠点区分、小淀ホーム拠点区分、本部拠点区分について「内部検査チェックシート」により契約の案件ごとに、当該契約に直接関与していない検査担当者により検査を行いました。10 月 4 日と 5 日に実地検査を行い、とりまとめを行ったうえで、10 月 28 日に内部検査報告書を作成し、報告しました。内部検査報告書により指摘された内容について、平成 28 年度に改善できるものは改善し、継続して協議等が必要な内容については、平成 29 年度に改善することとします。

内部検査の結果については、①業者選定の方法について、②随意契約の基準の遵守について、③随意契約における競争性の確保について、④契約書の作成について、⑤履行完了検査の実施について、⑥契約事務の在り方について、の 6 点の意見及び勧告事項がありました。今後規程の整備等も含め、改善を図っ

ていきます。

ク 建物・設備改善及び備品の更新

(ア) しらさぎホーム

平成 28 年度は食堂洗面台の改修の他、給湯循環配管改修工事、玄関前駐車場改修工事（インターロッキング）や屋上の総合防水改修工事、さらに、高圧電源保護装置及び高圧ケーブル改修工事を施行しました。これら安全を確保するための改修工事は、すべて中野区と協議のうえ実施しました。

(イ) 小淀ホーム

平成 28 年度は浴室の改修やナースコール設備の改修の他、中野区の施工により、地下厨房の簡易自動消火装置と給湯バルブの交換を行った他、消防用設備（煙感知器、消火器等）と中央監視装置に設置されている無停電装置の更新、ボイラー設備の基盤交換工事を小淀ホームで実施しました。

また、プライバシー配慮のため 1 階女性用トイレ個室の入り口をカーテンから扉に変更しました。

さらに、外来者の手洗い場として玄関近くに洗面台を新規設置し、感染予防対策を強化しました。

その他、調理で使用する業務用炊飯ジャー、業務用冷凍庫、3 階配膳車の買い替えを行いました。

(2) 地域の高齢者ニーズに対応した事業展開

ア 地域貢献事業の拡大

しらさぎホームでは、鷺宮西住宅（公社）の高齢者を対象とした月 1 回の食事会と、介護予防体操や認知症、健康に関する講座を行う月 2 回の「いきいきしらさぎクラブ」を実施したほか、平成 28 年 11 月より、白鷺町会が主催する「まちなかカフェ」にも、月 1 回職員派遣を開始し、介護予防を目的とした「頭の体操」を実施しました。また、食事会については、鷺宮西住宅以外の方からのニーズもあり、より多くの方に利用していただけるよう平成 29 年 4 月より食事代を値下げすることにしました。

小淀ホームでは、地域住民向け食事会（スマイルランチ）を毎月 1 回開催し、地域とのコミュニケーションの場とし、併せて、虚弱高齢者を把握する場としました。また、地域の高齢者を対象として介護予防を目的に地域向けダンス教室（サルサダンス）を月 1 回実施し、地域と小淀ホーム利用者・職員との交流機会拡大につながりました。

(3) 利用者サービスの向上

ア 介護技術の質の向上

しらさぎホーム・小淀ホームともに、夜勤看護師廃止に向けて介護職員によ

る痰の吸引等の行為が実践できる認定特定行為業務従事者の増員を図るため、計画的に東京都や外部委託機関の研修を受講し、医療に関する技術の充実を推進しました。

認定特定行為業務従事者の登録者数を増やすため、平成 29 年度も職員の研修受講を継続的に実施します。

また、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の活用に向け評価者（アセッサー）の創出を行いました。公正公平な基準により職員の介護技術の評価（レベル認定）することでより均質なサービス提供が行える環境を整えました。今後は、実際の評価によるレベル認定者の創出や評価者（アセッサー）を増やすことで制度の活用を推進することが課題となっています。

イ 利用者や家族のニーズへの対応の強化

しらさぎホームでは、特別養護老人ホームの浴室を改修し、重度化した利用者でも安全安心、快適に入浴できるようリフト浴槽を増設しました。認知症対応型デイサービスでは、個々にあったプログラムの提供のためメニューを増やし、認知症ケアの充実を図りました。

小淀ホームでは、特別養護老人ホーム、デイサービス共に浴槽機器を更新し、浴室を改修することで安全安心、快適にゆとりをもった入浴サービスを提供できるようになりました。デイサービスでは、経管栄養等の医療ケアが必要な利用者の受け入れを行いました。また、月 1 回美容を実施し、希望者にヘアカットを提供できるようにしました。さらにハンドマッサージの実施やフロアでご飯を炊いたり目の前で調理するなど、五感で感じられる活動を行い、プログラムの充実を図りました。

(4) 地域との連携の取り組み

ア 掲示板の活用

しらさぎホームでは、地域住民に施設の取り組みを知ってもらうため、妙正寺川沿い入り口の敷地内に設置した掲示板に、広報紙や施設内行事の案内を掲示しました。平成 28 年 11 月には「介護の日イベント」を企画し、ふだんは通信販売等でしか購入できない介護食の展示や試食、数種類のリハビリシューズを試着し、その方に合ったりハビリシューズが購入できるなど、介護にお困りの地域の方々のため新たな取り組みを実施しました。

イ 広報活動の充実

小淀ホームは平成 28 年 7 月に開設 20 年を迎え、これまで小淀ホームを支援していただいた地域やボランティアの方々、関係者に感謝の気持ちを込めて 20 周年記念イベントを開催しました。平成 28 年 10 月に関係者をお招きして式典を執り行い、ボランティア表彰や懇親会などを行いました。また、施設の

行事や職員募集などのPRをするため、平成28年10月に小淀東通りに面したホーム正面出入り口に掲示板を設置しました。

ウ 地域における認知症対策の取り組み

平成28年4月から認知症カフェ(スマイル café)を毎週1回開催し、「認知症になっても安心して明るく暮らし続ける街づくり」をテーマに認知症の方やその家族が気軽に立ち寄れる居場所づくりや、認知症の方への理解を深められることなどを目的に開催しました。住民同士の交流の場として定着しました。

(5) 人材育成と職場環境の整備

ア ストレスチェック制度の導入

労働安全衛生法の規定に基づくストレスチェック制度を実施するため、実施方法を定めることを目的に、「社会福祉法人中野区福祉サービス事業団ストレスチェック制度実施基準」を策定しました。

平成28年10月に業者に委託する方法で常勤職員及び週24時間以上勤務する短時間勤務職員、ヘルパー172名を対象にストレスチェックを実施しました。

各施設の安全衛生委員会等において職員に制度の周知を積極的に行った結果、145名が回答し、実施率は84.3%でした。

イ 不当行為・危険行為対応マニュアルの策定

利用者や職員の安全の確保を図るため、「不当行為・危険行為対応マニュアル」を策定しました。

「不当行為・危険行為対応マニュアル」は不当行為・危険行為に対する職員の取るべき行動を具体的に示し、円滑な職務の遂行を確保することを目的としています。

また、利用者及び職員の生命、身体及び財産に重大な影響を及ぼす事件・事故や施設運営、施設サービスに重大な支障を及ぼす事態の発生又は重大な事件・事故等の発生の恐れがある事態に対処するため、事業団に危機管理対策会議を設置することとしました。

ウ 防犯カメラの設置

施設の防犯対策を強化するため、建物内に防犯カメラを設置することとしました。防犯カメラの設置にあたり、防犯カメラにより撮影される方のプライバシーその他の権利を保護することを目的に、「社会福祉法人中野区福祉サービス事業団の設置する防犯カメラの運用に関する要綱」を策定しました。

5 その他

(1) 中野区による実地検査

平成 29 年 2 月 1 日に中野区による法人の現地検査が行われました。
検査の結果、「評議員会への欠席が継続している評議員がいるので是正すること。」との文書指摘がありました。

文書で指摘された事項については、改善状況報告書を作成し、3 月 9 日の理事会において報告したうえで、中野区に提出しました。

その他口頭で指摘された事項については、順次改善を行います。

(2) 職員表彰・顕彰等

ア 東京都社会福祉協議会会長表彰・感謝

社会福祉施設等で 20 年以上従事し、功績のあった者に対して送られる「社会福祉施設・団体永年勤続功績者」に平成 6 年度に入職した職員 13 名を推薦し、全員の受賞が決定しました。

イ 中野区社会福祉協議会顕彰

地域福祉の向上に尽力した者を対象とする特別表彰(在任期間 20 年以上)に職員 3 名、表彰(在任期間 15 年以上)に職員 10 名、感謝(在任期間 10 年以上)に職員 11 名の推薦を行い、全員の顕彰が決定しました。

また、職員の顕彰以外に、20 年以上活動していただいている個人ボランティア 1 名と、20 年以上活動していただいているボランティアグループ 2 グループ、15 年以上活動していただいているボランティアグループ 1 グループについても推薦を行い、下表のとおり顕彰が決定しました。

顕彰団体	顕彰種類
佐藤スミ子様	特別表彰状(20 年以上地域福祉の向上に尽力した方)
COMECOME しらさぎ	特別表彰状(20 年以上他の模範とすべき地域福祉活動に取り組んだグループ・団体)
中野フレール合唱団	

平成28年度
事業報告書

平成29年5月発行

編集・発行 社会福祉法人 中野区福祉サービス事業団

〒165-0035 東京都中野区白鷺二丁目51番5号

TEL 03 (3336) 6511 FAX 03 (3336) 5220